

# 結婚祝金を交付します

Congratulations!!

町では、南木曾町に住民登録をし、居住する夫婦に対し、結婚を祝福するとともに、人口定住に資するため、婚姻後に結婚祝金を交付します。

## 対象条件

- ・平成30年4月1日以降に婚姻届を提出した者
  - ・夫婦双方又はいずれか一方が住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に記載されていること
  - ・夫婦双方又はいずれか一方が、本町の住民基本台帳に記載され、引き続き3年以上、本町に居住する意思を有すること
  - ・夫婦のうちいずれか一方が、過去に本結婚祝金の交付を受けたことがないこと
  - ・町税等の滞納がないこと
  - ・夫婦双方が南木曾町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと
- ※町外で婚姻届を提出された方も対象となります



## 交付額

- (1) 婚姻時 50,000円
- (2) 婚姻後1年経過時 50,000円
- (3) 婚姻後2年経過時 50,000円
- (4) 婚姻後3年経過時 50,000円

※なぎそ・おたのしみカード会発行の商品券により交付となります

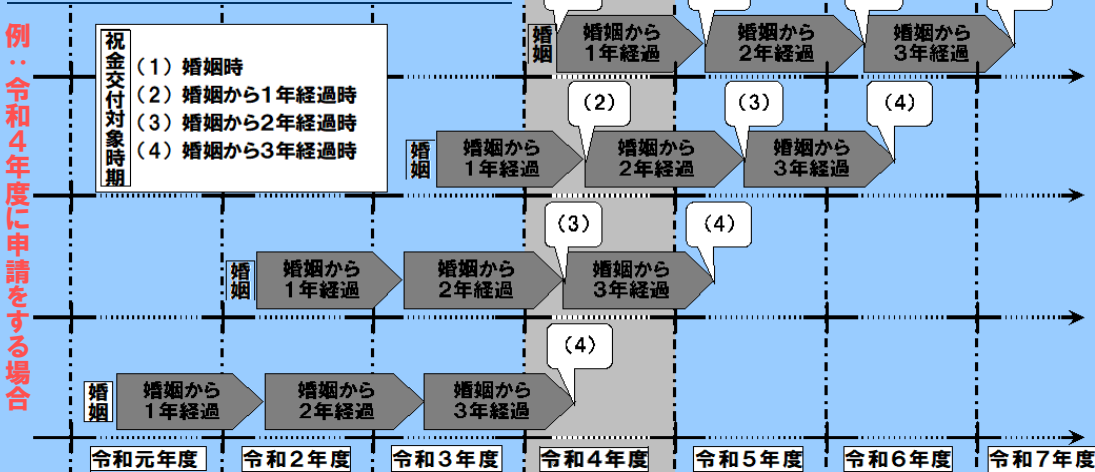
※申請時もしくは交付時において、夫婦のうちいずれか一方が本町の住民基本台帳に記載されていない場合は、上記額に1/2を乗じた額とします

※令和4年3月31日以前の期間は、交付対象外となります

## 申請方法

婚姻届出日以降、かつ交付を受ける年度ごとに南木曾町結婚祝金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添付して、役場担当係まで提出してください。

婚姻届出日を基準とした結婚祝金交付表



## お問い合わせ

南木曾町役場

もっと元気に戦略室

元気なまちづくり係

〒399-5301

南木曾町読書3668-1

☎0264-57-2001



なぎそ